化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項、第二十五条及び第五十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の三号を加える。

三十七　二―（二Ｈ―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル）―四・六―ジ―ターシャリ―ペンチルフェノール（別名ＵＶ―三二八。第七条の表二十一の項において「ＵＶ―三二八」という。）	一　潤滑油 二　樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 三　塗料及びワニス 四　接着剤、テープ及びシーリング用の充塡料
三十八　一・一・一―トリクロロ―二・二―ビス（メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	一　潤滑油 二　樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 三　電子機器及び電気機器の部品 四　シリコーンゴム 五　接着剤及びテープ
三十九　一・二・三・四・七・八・九・十・十三・十四・十四―ドデカクロロ―一・四・四ａ・五・六・六ａ・七・十・十ａ・十一・十二・十二ａ―ドデカヒドロ―一・四：七・十―ジメタノジベンゾ［ａ・ｅ］［八］アンヌレン（別名デクロランプラス。以下「デクロランプラス」という。）	防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第十三号に規定する装備品等に使用する断熱材の製造
二十一　ＵＶ―三二八	一　潤滑油 二　樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 三　塗料及びワニス 四　接着剤、テープ及びシーリング用の充塡料
二十二　デクロランプラス	一　潤滑油 二　樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 三　電子機器及び電気機器の部品 四　シリコーンゴム 五　接着剤及びテープ

第七条の表に次のように加える。

二十一　ＵＶ―三二八	一　潤滑油 二　樹脂に紫外線を吸収する性能を与えるための調製添加剤 三　塗料及びワニス 四　接着剤、テープ及びシーリング用の充塡料
二十二　デクロランプラス	一　潤滑油 二　樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 三　電子機器及び電気機器の部品 四　シリコーンゴム 五　接着剤及びテープ

附則第三項の表に次のように加える。

令和十二年二月二十六日	デクロランプラス

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第七条の表の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日から第七条の表の改正規定の施行の日の前日までの間におけるこの政令による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号及び第三十九号の規定の適用については、同項第三十七号中「ＵＶ―三二八。第七条の表二十一の項において「ＵＶ―三二八」という。」とあるのは「ＵＶ―三二八」と、同項第三十九号中「以下」とあるのは「附則第三項の表令和十二年二月二十六日の項において」とする。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百八十三号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令

内閣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第三十六条の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百六十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の規定により、毎年度、都道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項の補償金、法第十二条第一項の優生手術等一時金及び法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によって算定した費用の額とする。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

旧優生保護法補償金等認定審査会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣　石破　茂